

健診機関 = 唯一のデータ保管機関



- | **各種健診の実行機関**である
- | **医療法等に基づき5年程度の健診情報を保存している。**
- | **一定程度以上のシステム化をすでに行っている**場合が殆どである。
- | **医療機関であり、検査値の意味を理解している専門家**である
- | **受診者のアフターフォローを望んでいる**



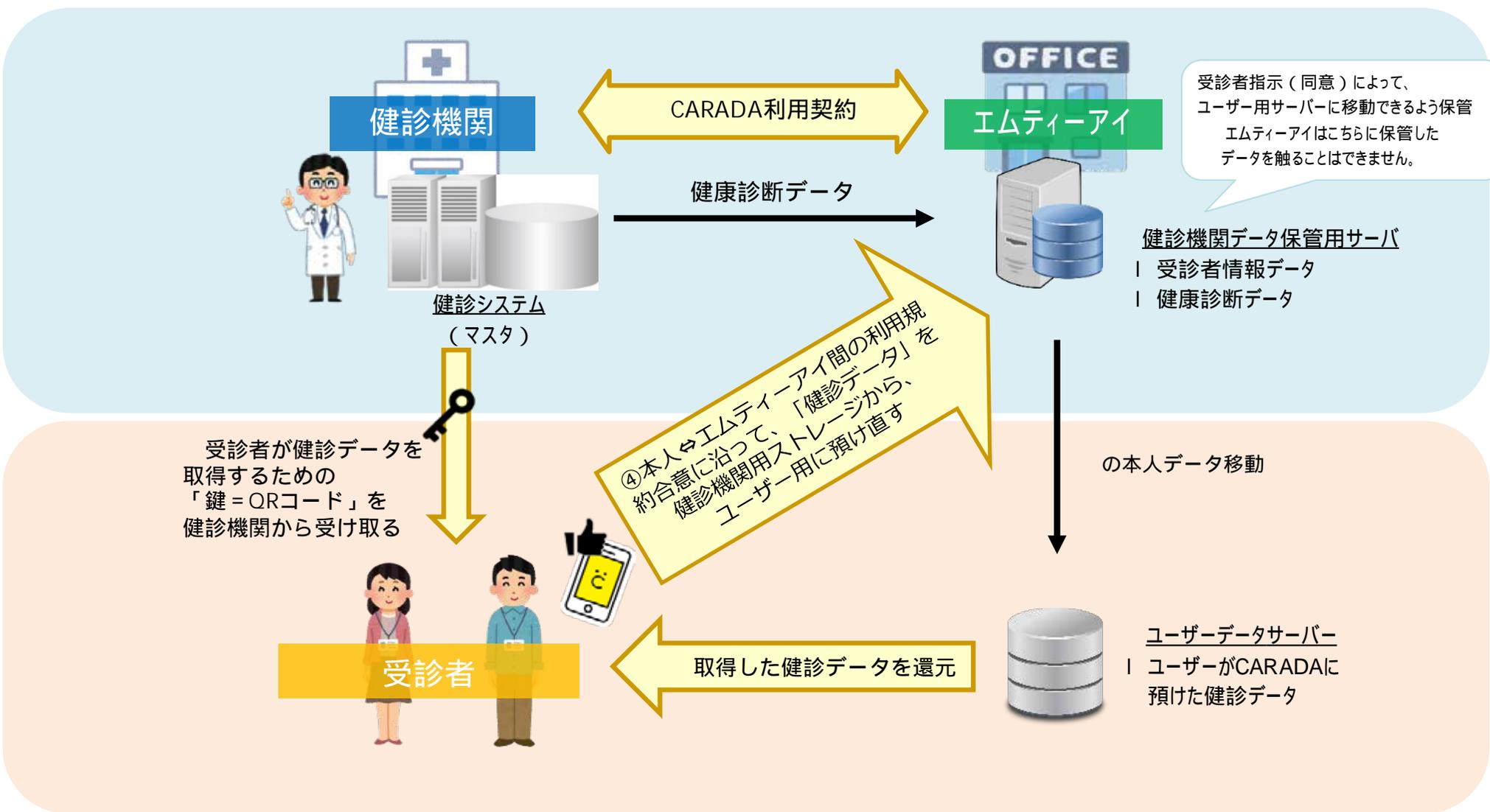
- | 40歳未満の健診データを**保管していない**ことが多い。
- | 保管していた場合でも、**紙やPDF保管などデータ化されておらず、分析や経年表示などができない。**



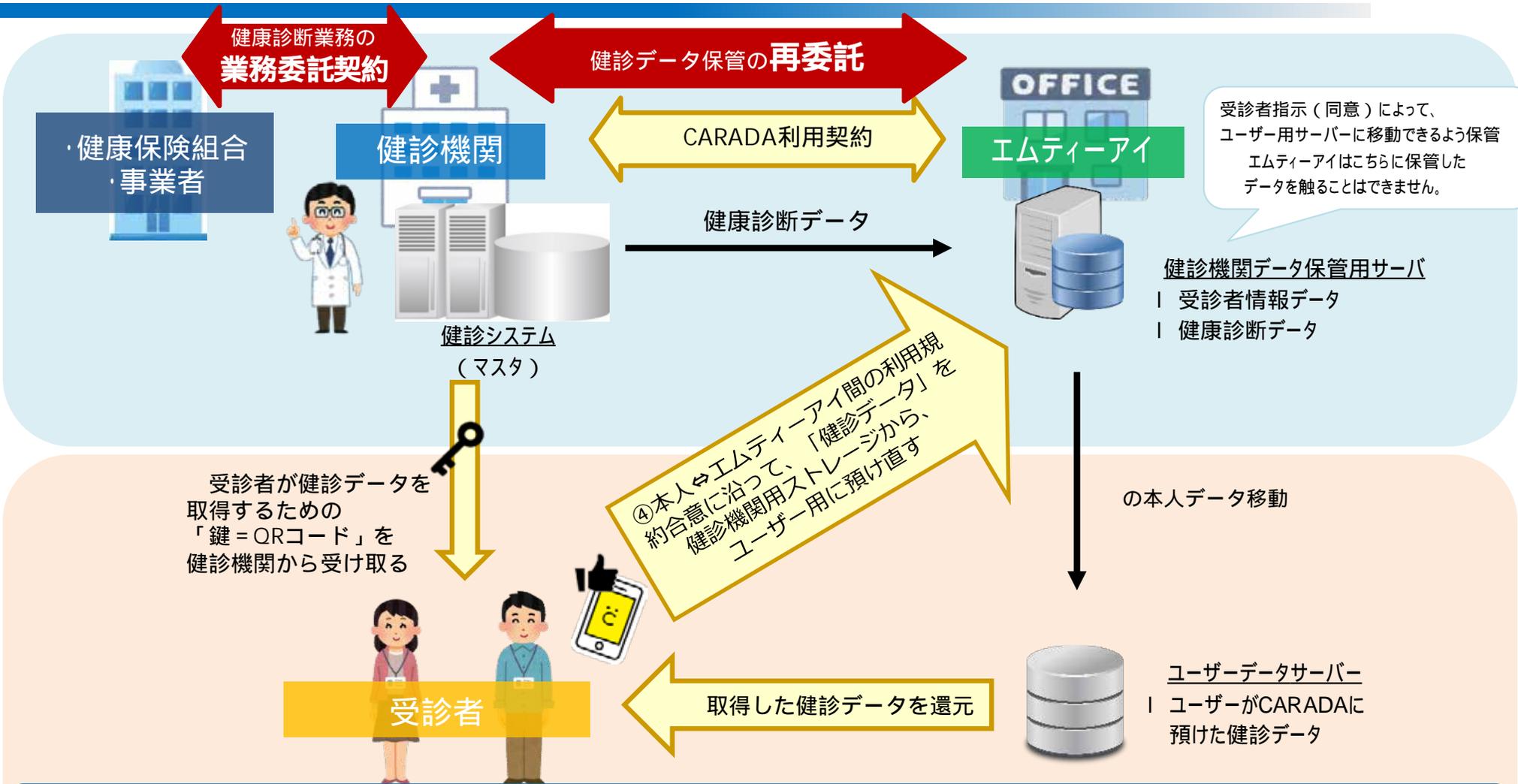
- | 5年分の定期健診結果を保管しているが、**紙やPDFでの保管などデータ化されていないことも多い。**
- | **企業従業員のみが対象となる。**

当社として企業保管記録に基づく、健康経営支援は健診機関向けとは別に行っています。

健診機関向けCARADAのスキーム図（当社想定）



健診機関向けCARADAのスキーム図（業務委託との関係）



業務委託契約との関係性整理という懸念が、健診機関で発生。
厚労省ご相談の上、再委託という整理となった。

「再委託」に付随する課題

課題 再委託合意の取り付け

健診機関は、保険者や事業者等の委託元に再委託の建付けを説明し、契約によっては書面での再委託合意の必要があり、コスト面や手続きにおける負担が非常に大きい。再委託申請に対し、それを拒否する委託元がある。
委託契約の関係によらず、本人の希望によりPHR事業者が健診データの保管を行うことを拒否する委託元がある



健診機関の管理が複雑化（案内できる受診者、できない受診者の管理と、業務分岐の発生）結果、アフターフォロー可能なユーザー母数が小さくなってしまい、効果が限定的。

課題 健診結果の表示内容に対する委託元要請

本人の手元に紙で届く「健診結果」と、CARADAで表示される「健診結果」を同一にせよという委託元要請があった場合、健診機関は複数フォーマットを管理しなければならない。

紙の健診結果の表示方法や、基準値について業務委託契約で定められているケース。

健診については、業務委託元だけが責任と権限を持っているとは言えない

観点	状態	内容
実施責任	責任が重複しており曖昧	<ul style="list-style-type: none"> * 労働安全衛生法により年1回の健診が事業者に義務付けられている * 高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上の特定健診が保険者に義務付けられている
費用負担	責任が重複しており曖昧	<ul style="list-style-type: none"> * 保険者、事業者の費用負担は取り決めによりケースバイケース * 自己負担分を本人が健診機関窓口で支払うこともある * 保険者はそもそも本人と事業者から徴収する保険料で運営。 (保険者においては、本人や事業者から保険事業を委託されている立場ともいえるのではないか)
受診項目選択	責任が重複しており曖昧	<ul style="list-style-type: none"> * 保険者、事業者の考え方により、ケースバイケース * 本人の希望により追加項目を受けたり、検査方法を変えることも
契約	主体のバラつき	<ul style="list-style-type: none"> * 健診機関との契約主体は、事業者か保険者かバラついている(上記の曖昧さに起因) * ただし締結されている契約は全て「健診の業務委託契約」となっており、委託元と委託先の関係性において委託元が強い。
情報保護	個人情報保護法、各種GLと契約に基づく	<ul style="list-style-type: none"> * 健診結果は「個人情報」である。 * 契約において、委託元が規定している場合もあるが、検査実施医療機関としての情報の取り扱いについては定められていないことが多い。
結果の取扱いに関する権利・義務	4者にそれぞれの権利・義務がある	<ul style="list-style-type: none"> * 法的義務を負って実施主体となっている保険者や事業者には「委託した健診業務の実施結果」の保管義務ならびに健康診断実施後の措置に関する義務がある。 * 健診を実施した医療機関には、医療法第24条により医療機関として結果の保管義務がある。 * 健診を受診した個人には、個人情報保護法により結果に対し開示請求権がある。

そもそも本人の健康を守るための健康診断制度であり、本人の情報

それぞれの立場からの困難性と解決の方向性

健康保険組合
事業者

- * 業務委託元としての委託先の管理責任
- * 個人情報保護責任
- * 事業者-健保間の契約関係

等の背景から、
明確な規定なしに、
健診情報の提供同意を行うことが難しい。

健診機関

事業者や保険者から
健診実施に関する
業務委託を受けている
ことから、
委託元である事業者や保
険者の意向を無視した健
診情報の提供を行うこと
はためらわれる。

受診者

事業者や保険者に属して
いることもあり、
これらの意向に反してま
で、提供を要請すること
も現実的でない。

エムティーアイ

各ステークホルダーの
事情を無視した形での
サービス拡大はできない。

健診機関に対する個人情報
保護法の開示請求によ
り、健診情報を収集する
ことは、各主体の関係性
や手続きの煩雑さから、
現実的ではない。

**受診者本人を起点にして、
事業者や保険者等が納得した上で、
受診者が健診機関から自主的なデータ提供を
受けられるようになることが望ましい。**

データポータビリティの文脈において、
健診情報をはじめとした個人情報について、
本人がデータ保管機関から
自由に機械判読可能なフォーマットにて入手できる
(個人情報保護法・各種GL・指針に基づく診療情報等の開示請求権の担保)



健診業務委託契約とは独立して、
健診機関をはじめとする『データ保管機関』と
『本人(また本人が指定するPHR事業者)』
の関係において整理が可能となり、
個人が健診情報を移転する・コントロールする権利が妨げられない。

**「医療従事者である健診機関は、
受診者が本人の健診情報開示を求めた場合には、
業務委託関係とは独立した権利義務として、
情報の提供が可能であること」
を明示いただきたい。**

医師法第24条

第二十四条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

業務委託に関する個人情報取扱いに関する留意事項を列挙しているが、明示的に、健診機関から受診者本人の開示を禁止するような規定は存在しない

診療情報の提供等に関する指針 (平成15年9月12日付け医政発第0912001号)

7 診療記録の開示(抜粋)
(1) 診療記録の開示に関する原則
医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。

規制改革提案：健康増進実施事業者に対する指針の追加

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」

において、

**「健康増進事業実施者は、業務委託先である健診機関が、
受診者本人同意のもと、健診情報を本人に直接提供すること、
また、健診機関から本人に対しアフターフォロー等の
追加的サービス提供すること、を妨げないこと」**
を明示いただきたい。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針 (平成16年厚生労働省告示第242号)

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項（抜粋）

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の実施後できる限り速やかに受診者に健康診査の結果を通知すること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を本人に通知することにとどまらず、その結果に基づき、疾病の予防又は生活習慣の改善のために栄養指導その他の保健指導を実施すること。
栄養指導その他の保健指導の内容には、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項、疾病を理解するための情報の提供、再検査、精密検査及び治療のための受診の勧奨を含むこと。
- 3 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施に当たっては、健康診査の結果(過去のものを含む)、健康診査の受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよう配慮すること。
栄養指導その他の保健指導は、個人又は集団を対象として行う方法があり、それぞれの特性を踏まえ、適切に組み合わせて実施すること。
個人に対して、栄養指導その他の保健指導を行う際は、その内容の記録を本人へ提供するよう努めること。
また、健康診査の受診者の勤務形態に配慮した上で栄養指導その他の保健指導の時間を確保する等栄養指導その他の保健指導を受けやすい環境づくりに配慮すること。

ただし

関係者間解釈のバラつきがなくなる分、今より多少スムーズになるが、再委託のスキームが残るため、大きな課題が残ったまま。

最後に、未来投資戦略の文脈より

未来投資戦略2018 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(2) 政策課題と施策の目標

「人生100年時代」を展望、データやICT等の技術革新を積極導入・フル活用し、**個人・患者本位**の新しい「健康・医療・介護システム」を平成32年度からの本格稼働を目指して構築する。

本資料でご説明した課題は、まさに個人・患者本位を妨げる事象です。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

「業務委託」最優位とすると、「個人の健診」共有は困難になります。

個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、本年夏を目途に具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、平成32年度からの本格稼働を目指す。

PHRの構築

当社が目指す姿は、まさにこの仕組みです。同様の志を持った団体・法人の活動も、また妨げられる可能性があります。

・**個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組み**であるPHR (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。

そのため、予防接種歴 (平成29年度提供開始) に加え、平成32年度から**特定健診**、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。

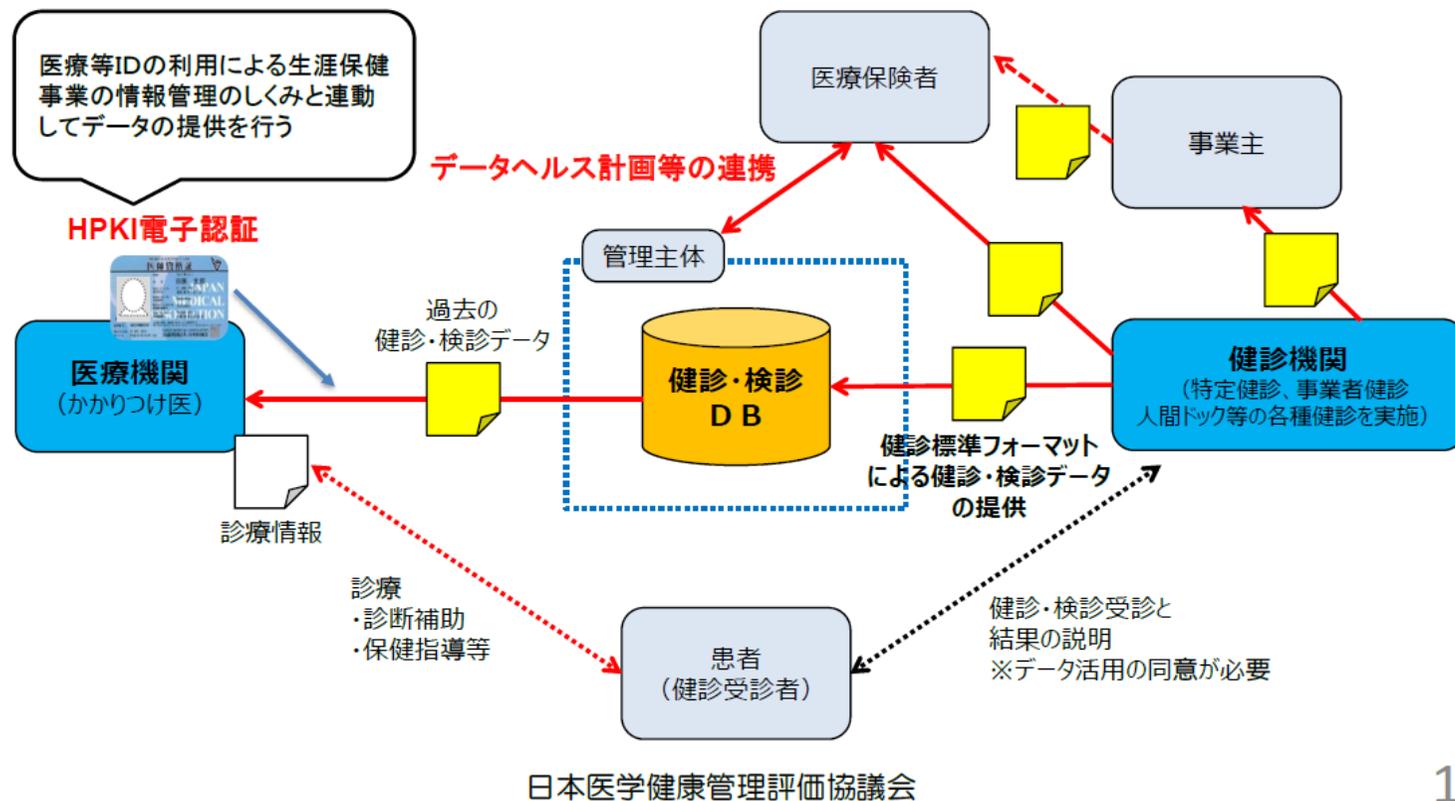
特定健診も含む健診全体の提供に寄与させて頂きたいと考えております

本人のための健診制度であり、 本人の情報である。

【参照】当案件同様の整理を要する他事例について

生涯を通じた住民への健康管理支援の例 —かかりつけ医に対する健診等データの提供—

健診等データを医療従事者がアクセスできる場所にも格納することで、かかりつけ医が患者の診療時に健診等データを参照して、診断補助や保健指導等に活用できるようにする。（データ利用には医師資格証HPKIを提示する）



日本医学健康管理評価協議会構成団体

- ・(公社) 日本医師会
<http://www.med.or.jp/doctor/>
- ・(公財) 結核予防会
<http://www.jatahn.org/>
- ・(公社) 日本人間ドック学会
<https://www.ningen-dock.jp/>
- ・(一社) 健康評価施設査定機構
<http://www.jcah.jp/>
- ・(公社) 全国労働衛生団体連合会
<http://www.zeneiren.or.jp/>
- ・(公社) 全日本病院協会
<https://www.ajha.or.jp/>
- ・(一社) 日本総合健診医学会
<https://jhep.jp/jhep/top/index.jsp>
- ・(公財) 日本対がん協会
<https://www.icancer.jp/>
- ・(一社) 日本病院会
<https://www.hospital.or.jp/>
- ・(公財) 予防医学事業中央会
<http://www.yobouigaku-chuo.or.jp/>
- ・日本医師会総合政策研究機構
<http://www.jmari.med.or.jp/>

11

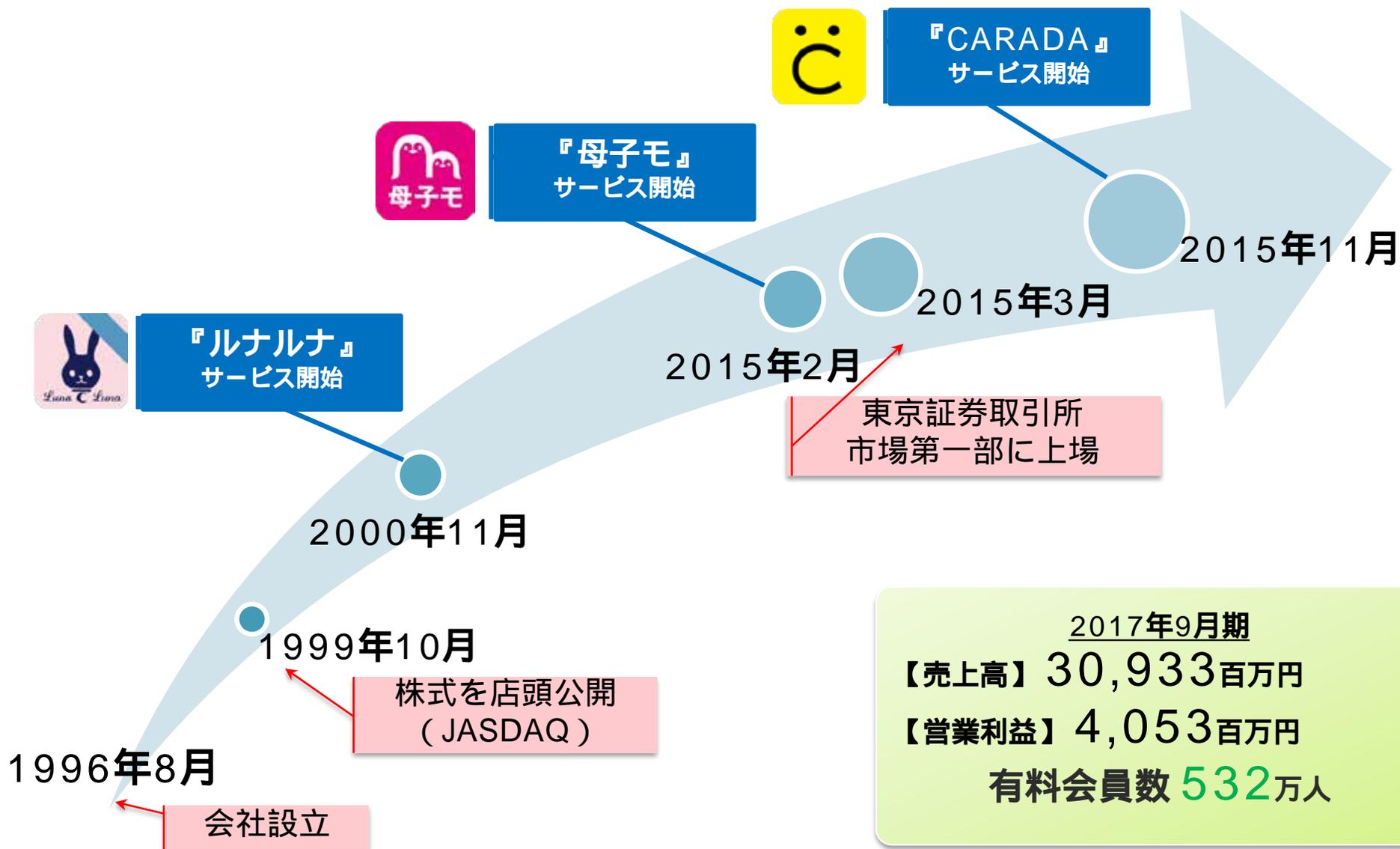
当社事業のご説明

～ PHRを前進する～

株式会社エムティーアイ 会社概要

商号	株式会社エムティーアイ（東証第一部上場：9438）
英文名	MTI Ltd.
本社	〒163-1435 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー35F TEL 03-5333-6789
営業拠点	北海道営業所（札幌市）、東北営業所（仙台市）、東海営業所（名古屋市）、北陸営業所（金沢市）、 関西営業所（大阪市）、中国営業所（広島市）、四国営業所（高松市）、九州営業所（福岡市）、 沖縄営業所（那覇市）
設立	1996年8月12日
資本金	5,083百万円（連結・2018年6月30日現在）
従業員数	1,020名（連結・2018年6月30日現在）
事業内容	コンテンツ配信事業     
グループ会社	（株）エバージーン、MTI TECHNOLOGY Co.,Ltd.、（株）カラダメディカ、（株）テラモバイル、 （株）メディアアーノ、MShift, Inc.、Automagi（株）、（株）ビデオマーケット、（株）ファルモ、 クリニカル・プラットフォーム（株）、上海海隆宜通信息技术有限公司、（株）スタージェン、 （株）Authlete
主要取引先	（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）
取引銀行	三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行

当社ヘルスケアサービスの歩み



2017年9月期
【売上高】 30,933百万円
【営業利益】 4,053百万円
有料会員数 **532**万人